

(別表一) 治山工事検査基準

工事区分	検査種別		事項	検査方法	判定	許容限度		判定	不合格事後措置	備考
	種別	事項				許容限度	判定			
コンクリートダム(本ダム、副ダム、側壁、水叩き)	計画検査	位置及び計画高	(1) 基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。〔副ダム等の場合は、主副の関係(距離、重複高)等について実測検査する〕 (2) 構造物のダム軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	計画高 距離 方位 ダム軸方位	$\pm 3\text{cm}$ $\pm 10\text{cm}$ $\pm 1^\circ$ $\pm 1^\circ$	合格しないもの。	改造させる。		
	形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から、放水路天端3点及び両袖天端各2点程度、その他の天端は、施工延長10mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	高さ	$\pm 3\text{cm}$	合格しないもの。	改造させる。	(1) 許容限度以内であっても、袖天端の高さにおいて逆インクラ及び段違いについてはその差が3.0cmを超えてはならない。	
		2 長さ	放水路天端は、上下流側の長さ、その他の天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)全 長 長 さ 最小許容量 最大許容量 (2)区間長 許容量 (3)放水路長さ	$L/300$ $- 5\text{cm}$ -15cm $- 3\text{cm}$ $\pm 3\text{cm}$	合格しないもの。	改造させる。	(2) 請負者の責によって掘起こした部分をコンクリートで埋戻した箇所は形量検査の対象外とする。	
		3 幅(厚さ)	放水路天端2点両袖天端2点程度、その他の天端にあっては、施工延長10mごと程度の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	幅(厚さ)	$- 3\text{cm}$	合格しないもの。	改造させる。		
		4 平面の凹凸	放水路天端及びその他の天端の水平面で、任意点を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	一水平面に対する凹凸の差	3cm 以内	合格しないもの。	改造させる。		
		5 法勾配	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	法勾配	$\pm 0.2\text{分}$	合格しないもの。	改造させる。		
		6 水抜の位置寸法	水抜の出来形寸法及び位置を実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	上下左右の移動寸法	$\pm 5\text{cm}$ $\pm 2\text{cm}$	合格しないもの。	構造物の目的達成上必要な対策工事等を施工させる。		
		7 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (2) 必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。			
品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。			

工事区分	検査種別	事項	検査方法			合格判定		不合格判定		備考
			許容	限度	判定	判定	事後措置			
コンクリートダム(本ダム、副ダム、側壁、水叩き)	品質検査	2 外見	砂ボロ、豆板、侵食、凍結、エフロレッセンス、クラック、打継目等について検査する。〔残置式型枠により施工した構造物については、コンクリート表面が明視できる箇所において検査する。〕	A 構造物の目的達成上支障がないと認められるもの。 B 外見的欠点のうち、あらかじめ補完されているもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。		
		3 養生	証拠図書等によるほか、外見等によって検査する。	養生状態が十分であるもの。			合格しないもの。	更に養生させる。		
		4 表面強度	テストハンマーにより表面強度を検査する。 〔袖天端、放水路天端については各1箇所以上、上下流面については、コンクリートの打設日の異なるもののおおむね20%以上の箇所を抽出して検査する。この場合上下流面の打設日は別にする。〕 〔残置式型枠により施工した構造物については袖天端、放水路天端については各1箇所以上、及びその他検査可能な箇所において表面強度を検査する〕	1箇所の平均値で設計基準強度以上のものが全体の80%以上のもの。	設計基準強度 (1)現場練りの場合 (2)レディーミストコンクリーの場合	$\sigma 28 \geq 18\text{N/m}^2$ それぞれの構造物配合基準による。	合格しないもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。	(1)材令 $\sigma 28$ 未満の場合はそれぞれの日数に対応する $\sigma 28$ に換算した値とする。 (2)1箇所の測定は3cm以上間隔の格子を置きその交点(20点)を測定する。(別表-2テストハンマーによる強度試験方法参照)	
		5 圧縮強度	施工管理記録により検査する。ただし、レディーミストコンクリートは合格判定係数値により検査する。	(1)現場練りの場合 設計基準強度以上のものが全体の80%以上のもの。 (2)レディーミストコンクリートの場合 合格判定係数値以上のもの。	設計基準強度 (1)現場練りの場合 (2)レディーミストコンクリートの場合	$\sigma 28 \geq 18\text{N/m}^2$ それぞれの構造物配合基準による。	合格しないもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。	別表-3圧縮強度試験方法、別表-4圧縮強度検査方法を参照する。	
		6 反響音	構造物の各部分の任意点について、手ハンマー等で軽打して、その反響音により検査する。	むらなく金属性の反響音が得られるもの。			異常な濁音を発するもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。		
		7 破壊検査等	コンクリートの構造物については、以上の各品質検査の結果、不良箇所があって、特に必要がある場合に次の検査を実施する。 (1)注水検査を行う場合の穿孔深は不良箇所又は打継目を貫通し、1.0m以上を標準とする。 (2)コア試験を行う場合の供試体の大きさは、 $\phi 10\text{cm}$ 、長さ (3)破壊検査を行う場合の破壊孔は大きさ $30\text{cm} \times 30\text{cm}$ 、深さ 30cm を標準とする。	A 特に粗漏な施工結果が認められないもの。 B 骨材と珪砂の分離が認められないもの。 C 注水後の減水が 3cm/分 未満であるもの。 D 設計基準強度以上であるもの。			合格しないもの。	必要があると認められるときは、程度によって全面破壊のうえ新規に築設させるか、グラウチング又は増厚及び改造させる。		
		その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。			合格しないもの。	指示のとおり措置させる。	
		2 施工状況	堤体と床掘基礎との接合状況、型枠施工技術、コンクリート打設技術、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	改造又は、修補させる。		

工事区分	検査種別		事項	検査方法			許容限度			判定	事後措置	備考
	種別	検査項目		許容限度以内のもの	許容限度を超えるもの	許容限度を超えるもの	許容限度を超えるもの	許容限度を超えるもの	許容限度を超えるもの			
その他コンクリート構造物	計画検査	位置及び計画高	(1)基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2) 構造物のダム軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	計画高 距離 方位 ダム軸方位	±5cm ±10cm ±1° ±1°	合格しないもの。	改造させる。	土留工については、必要に応じて実施する。			
				許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	高さ	h<3m -5cm h>3m -10cm	合格しないもの。	改造させる。	(1) 許容限度以内であっても、天端の高さにおいて、段違いについてはその差が5.0cmを超えてはならない。			
	形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から天端は、施工延長10mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	高さ	h<3m -5cm h>3m -10cm	合格しないもの。	改造させる。	(1) 許容限度以内であっても、天端の高さにおいて、段違いについてはその差が5.0cmを超えてはならない。			
				許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)全長 長さ 最小許容量 最大許容量 (2)区間長 許容量	L/300 -5cm -15cm -3cm	合格しないもの。	改造させる。	(2) 請負者の責によって掘起こした部分をコンクリートで埋戻した箇所は形量検査の対象外とする。			
	形量検査	2 長さ	天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は、長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	幅(厚さ)	-3cm	合格しないもの。	改造させる。				
				許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	天端の水平面で、任意点を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	一水平面に対する凹凸の差	3cm以内	合格しないもの。	改造させる。		
	形量検査	3 幅(厚さ)	天端は、施工延長10mごと程度の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	法勾配	±0.2分	合格しないもの。	改造させる。				
				許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	前記各項に準ずる。	前記各項に準ずる。	改造又は修補させる。			
	形量検査	4 平面の凹凸	天端の水平面で、任意点を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (2) 必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	前記各項に準ずる。	前記各項に準ずる。			
				許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。	合格しないもの。	改造又は修補させる。
品質検査	2 外見	砂ボロ、豆板、侵食、凍結、エフロレッセンス、クラック、打継目等について検査する。[残置式型枠により施工した構造物については、コンクリート表面が明視できる箇所において検査する。]	A 構造物の目的達成上支障がないと認められるもの。 B 外見的欠点のうち、あらかじめ補完されているもの。	2 養生	証拠図書等によるほか、外見等によって検査する。	養生状態が十分であるもの。	合格しないもの。	更に養生させる。				
			許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。	合格しないもの。	改造又は修補させる。					

工事区分	検査種別	事項	検査方法	許容限度	格不判定	格不判定	事後措置	備考	
その他コンクリート構造物	品質検査	4 表面強度	テストハンマーにより表面強度を検査する。 〔袖天端、放水路天端については各1箇所以上、上下流面については、コンクリートの打設日の異なるもののおおむね20%以上の箇所を抽出して検査する。この場合上下流面の打設日は別にすること〕 〔残置式型枠により施工した構造物については袖天端、放水路天端については各1箇所以上、及びその他検査可能な箇所において表面強度を検査する〕	1箇所の平均値で設計基準強度以上のものが全体の80%以上のもの。 (1)現場練りの場合 (2)レディーミストコンクリーの場合	設計基準強度 (1)現場練りの場合 (2)レディーミストコンクリーの場合	$\sigma 28 \geq 18\text{N/m}^2$ それぞれの構造物配合基準による。	合格しないもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。 (1)材令 $\sigma 28$ 未満の場合はそれぞれの日数に対応する $\sigma 28$ に換算した値とする。 (2)1箇所の測定は3cm以上間隔の格子を画きその交点(20点)を測定する。(別表-2テストハンマーによる強度試験方法参照)	
		5 圧縮強度	施工管理記録により検査する。ただし、レディーミストコンクリートは合格判定係数値により検査する。	(1)現場練りの場合 設計基準強度以上のものが全体の80%以上のもの。 (2)レディーミストコンクリーの場合 合格判定係数値以上のもの。	設計基準強度 (1)現場練りの場合 (2)レディーミストコンクリーの場合	$\sigma 28 \geq 18\text{N/m}^2$ それぞれの構造物配合基準による。	合格しないもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。 別表-4圧縮強度検査方法を参照する。	
		6 反響音	構造物の各部分の任意点について、手ハンマー等で軽打して、その反響音により検査する。	むらなく金属性の反響音が得られるもの。				異常な濁音を発するもの。	必要があると認められるときは、穿孔注水検査又は破壊検査を行い、その結果に基づき修補させる。
		7 破壊検査等	コンクリートの構造物については、以上の各品質検査の結果、不良箇所があって、特に必要がある場合に次の検査を実施する。 (1)注水検査を行う場合の穿孔深は不良箇所又は打継目を貫通し、1.0m以上を標準とする。 (2)コア試験を行う場合の供試体の大きさは、 $\phi 10\text{cm}$ 、長さ20cmを標準とする。 (3)破壊検査を行う場合の破壊孔は大きさ30cm*30cm、深さ30cmを標準とする。	A 特に粗漏な施工結果が認められないもの。 B 骨材とモルタルの分離が認められないもの。 C 注水後の減水が3cm/分未満であるもの。 D 設計基準強度以上であるもの。				合格しないもの。	必要があると認められるときは、程度によって全面破壊のうえ新規に築設させるか、クラウチング又は増厚及び改造させる。
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。				合格しないもの。	指示のとおり措置させる。
		2 施工状況	堤体と床掘基礎との接合状況、型枠施工技術、コンクリート打設技術、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	改造又は、修補させる。
	鋼製枠等構造物(鋼製ダム(鋼製スリットタイプ、ハットスタイル)を除く)	計画検査	位置及び計画高	(1) 基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。〔副ダム等の場合は、主副の関係(距離、重複高)等について実測検査する〕 (2) 構造物のダム軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。ただし、土留工は必要に応じて実施する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	計画高 距離 方位 ダム軸方位	$\pm 5\text{cm}$ $\pm 10\text{cm}$ $\pm 1^\circ$ $\pm 1^\circ$	合格しないもの。	改造させる。 土留工は必要に応じて実施する。

工事区分	検査種別	事項	検査内容				判定	事後措置	備考	
			許容限度	許容限度	許容限度	許容限度				
鋼製枠等構造物(鋼製ダム(鋼製スリットタイプ、ハットスタイル)を除く)	形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から、放水路天端2点及び両袖天端各2点程度、その他の天端は、施工延長10mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	高さ	±5cm	合格しないもの。	改造させる。	(1) 許容限度以内であっても、袖天端の高さにおいて逆インクラ及び段違いについてはその差が2.0cmを超えてはならない。	
		2 長さ	放水路天端は、上下流側の長さ、その他の天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	長さ 最小許容量 最大許容量	L/300 -5cm -10cm	合格しないもの。	改造させる。	(2) 請負者の責によって掘起こした部分をコンクリートで埋戻した箇所は形量検査の対象外とする。	
		3 幅(厚さ)	放水路天端2点両袖天端2点程度、その他の天端にあつては、施工延長10mごと程度の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	幅(厚さ)	-5cm	合格しないもの。	改造させる。		
		4 法勾配	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	法勾配	±0.2分	合格しないもの。	改造させる。		
		5 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (2) 必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。			
	品質検査	材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。			合格しないもの。	指示のとおり措置させる。		
		2 施工状況	任意の箇所を抽出して、連結ボルトの締付け状況、中詰材料の充填状況、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	改造又は修補させる。		
	鋼製ダム(鋼製スリットタイプ・ハットスタイル)	計画検査	位置及び計画高	(1)基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2) 構造物のダム軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	計画高さ 方位 ダム軸方位	±3cm ±10cm ±1° ±1°	合格しないもの。	改造させる。	
		形量検査	1 高さ	(1)スリット部 基準標(B.M)から、施工延長10mごと又は、設置数のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。 (2)コンクリート部 コンクリートダムに準じる。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)高さ(単体構造) (2)高さ(組合せ構造) コンクリートダムに準じる。	±0.5cm ±(1+H/100)	合格しないもの。	改造させる。	

工事区分	検査項目		検査内容				合格判定	不合格後措置	備考	
	種別	事項	検査方法	許容限度	検査内容	許容限度				
鋼製ダム (鋼製スリットタイプ・パットレスタイプ)	形量検査	2 長さ	(1)スリット部 長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。ただし、スリットの構造上検査出来ない場合は省略できる。 (2)コンクリート部 コンクリートダムに準じる。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)全長 (2)区間長 コンクリートダムに準じる。	±5cm ± (1+L/100)	合格しないもの。	改造させる。		
		3 幅	(1)スリット部 施工延長10mごと程度の箇所又は、設置数の20%程度を抽出して行う。 (2)コンクリート部 コンクリートダムに準じる。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)幅(単体構造) (2)幅(組合せ構造全長) (3)幅(組合せ構造区間長)	±0.5cm ±3cm ± (1+w/100)	合格しないもの。	改造させる。		
		4 法勾配	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	法勾配	±0.2分	合格しないもの。	改造させる。		
		5 明視できない部分の出来形寸法	(1)証拠図書、写真等によって検査する。 (2)必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。			
		品質検査	材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。			合格しないもの。	指示のとおり措置させる。		
		2 施工状況	任意の箇所を抽出して、連結ボルトの締付け状況、中詰材料の充填状況、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	改造又は修補させる。		
鉄筋コンクリート枠構造物 (谷止、床固、護岸、土留等)	計画検査	位置及び計画高	(1)基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2)構造物の軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	計画高 距離 方位 軸方位	±10cm ±10cm ±1° ±1°	合格しないもの。	改造させる。	土留工は必要に応じて実施する。	
		計量検査	1 高さ	基準標(B.M)から天端は、施工延長10mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	高さ	h<3m - 5cm h>3m - 10cm	合格しないもの。	改造させる。	
		2 長さ	天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は、長さの変化する設計寸法線又は、設置数のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	(1)全長 長さ 最小許容量 最大許容量 (2)区間長 許容量	L/300 - 5cm - 15cm - 3cm	合格しないもの。	改造させる。		

工事区分	検査種別	事項	合格			不合格			備考
			判定	許容限度	判定	判定	事後措置		
鉄筋コンクリート枠構造物(谷止、床固、護岸、土留等)	計量検査	3 幅(厚さ)	施工延長10mごと程度の箇所又は、設置数の20%程度を抽出して行う。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	幅(厚さ)	-5cm	合格しないもの。	改造させる。	
		4 法勾配	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	法勾配	± 0.2分	合格しないもの。	改造させる。	
		5 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (2) 必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる。)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。		
	品質検査	材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。			合格しないもの。	指示のとおり措置させる。	
		2 施工状況	任意の箇所を抽出して、連結ボルトの締付け状況、中詰材料の充填状況、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	改造又は修補させる。	
積(張)石構造物(コンクリートブロック土留工を含む)	計画検査	位置及び計画高	(1) 基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2) 構造物の軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位 軸方位	±5cm ±10cm ±1° ±1°	合格しないもの。	改造させる。	土留工は必要に応じて実施する。
		形量検査	1 出来形寸法	コンクリートダム(本ダム、副ダム、側壁、水叩き)の形量検査(高さ、長さ、幅(厚さ)、法勾配)に準ずる。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高さ 長さ 最小許容量 最大許容量 幅(厚さ) 法勾配	-5cm L/100 -5cm -20cm -3cm ±0.3分	合格しないもの。	改造又は補修させる。
	品質検査	2 胴込、裏込コンクリート裏込礫等の量	50m2程度に1箇所の割合で抽出して、背面を掘起し、コンクリート及び礫の使用量等について検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	数量の±5% (掘起した寸法によることができる。)		合格しないもの。	改造又は補修させる。	
1 石積、コンクリートブロックの規格・品質		100m2程度に1箇所の割合で抜き、規格品質について検査する。ただし、野面石の場合は必要に応じて実施する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	改造又は補修させる。	コンクリートにより補完されている場合は、同質と認定してよい。	
		2 胴込、裏込コンクリート裏込礫の質	掘起し又は抜き検査と同時に観察又は、手ハンマー等により検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	改造又は補修させる。	

工事区分	検査種別	事項	検査方法			許容限度		合格判定	不合格後措置	備考	
			査合	定許	容限	度判					
積(張)石構造物(コンクリートブロック土留工を含む)	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。				合格しないもの。	指示のとおり措置させる。		
		2 施工状況	任意の箇所を抽出して、積み方、合端、天端の仕上状況、跡片付けの状況その他の施工技術について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	改造又は、修補させる。		
水路工及び暗渠工等	形量検査	出来形寸法	全数量について、設計図寸法の20%以上を抽出し、長さ、幅、深さ等を検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ (1)全長 (計測区間長の累計) (2)区間長 幅 深さ	-20cm -5cm -10cm -5cm		合格しないもの。	改造又は修補させる。		
		品質検査	1 張石、コンクリートブロック、U字側溝等の規格・品質	100m2程度に1箇所の割合で抽出して抜石し、規格、品質について検査する。ただし、野面石の場合は、必要に応じて実施する。また、U字側溝等二次製品については、証拠図書等により検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。				合格しないもの。	改造又は修補させる。	コンクリートにより補完されている場合は同質と認定してよい。
	2 胴込、裏込コンクリート裏込の質	掘起し又は抜石検査と同時に観察又は、手ハンマー等により検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。					合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているものであるもの。					合格しないもの。	。指示のとおり措置させる。	
		2 施工状況	任意の箇所を抽出して、合端、天端の仕上状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの					不良なもの。	改造又は修補させる。	
	鉄線籠等構造物(ふとん籠、大型ふとん籠、じゃかご等)	計画検査	位置及び計画高	(1)基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2) 構造物の軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位 軸方位	±10cm ±10cm ±1° ±1°		合格しないもの。	改造させる。	土留工は必要に応じて実施する。
形量検査			1 高さ	変化点ごとの高さ、その他の部分は、高さの変化する設計寸法線のおおむね10%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高さ 最小許容値 最大許容値	L/50 -10cm -20cm		合格しないもの。	改造させる。	
		2 長さ	天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は、長さの変化する設計寸法線のおおむね10%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ 最小許容値 最大許容値	L/50 -10cm -30cm		合格しないもの。	改造させる。		
		3 幅(厚さ)	各段数の施工延長10mごと程度の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	幅(厚さ)	-5cm		合格しないもの。	改造させる。		
4 明視できない部分の出来形寸法		(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (3) 必要に応じて掘起し等を行い、根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。(許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	前記各項に準ずる。				前記各項に準ずる。			

工事区分	検査項目		検査方法				許容限度		判定		合格後措置	備考
	種別	事項	検査内容	検査方法	許容限度	判定	合格後措置	備考				
鉄線籠等構造物(ふとん籠、大型ふとん籠、じゃかご等)	品質検査	かご、詰石の規格、品質	各部分の任意点を抽出して実測検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。				
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。			合格しないもの。	指示のとおり措置させる。				
	2 施工状況	任意の箇所を抽出して、鉄線の緊結状況、詰石の充填状況、杭間隔、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	改造又は修補させる。				
木製構造物(谷止、土留工等)	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±10cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。		土留工は必要に応じて実施する。		
	形量検査	1 高さ	変化点ごとの高さ、その他の部分は、高さの変化する設計寸法線のおおむね10%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高さ	-10cm	合格しないもの。	改造させる。				
		2 長さ	天端は変化点ごとの中心線の長さ、その他の部分は、長さの変化する設計寸法線のおおむね10%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ 最小許容値 最大許容値	L/50 -10cm -40cm	合格しないもの。	改造させる。				
		3 幅(厚さ)	各段数の施工延長10mごと程度箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	幅(厚さ)	-5cm	合格しないもの。	改造させる。				
		4 法勾配	各部分の任意点を抽出して、正規法面を基準に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	法勾配	±0.5分	合格しないもの。	改造させる。				
		5 明視できない部分の出来形寸法	(1) 証拠図書、写真等によって検査する。 (3) 必要に応じて掘起し等を行い根入れ状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。					
	品質検査	材料の規格、品質	各部分の任意点を抽出して実測検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。				
	その他の検査	1 材料採取地の状況	現地産材料の使用の場合、その採取跡地の状況を検査する。	設計図書による指示のとおり措置がなされているもの。			合格しないもの。	指示のとおり措置させる。				
2 施工状況		任意の箇所を抽出して、鉄線の緊結状況またはかすがい等の打込状況、中詰材料の充填状況、間詰の施工状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	改造又は修補させる。					

工事区分	検査種別	事項	検査方法			許容限度			判定	事後措置	備考
			許容限度以内のもの。	許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ 最小許容値 最大許容値 幅 (枚数による計測の場合)	L/50 -10cm -40cm -5cm -1%	合格しないもの。				
植生袋筋工等(土のう、丸太、芝等)	形量検査	出来形数量	出来高筋数を勘案し、全数量のおおむね5%以上を抽出して数量を検査する。	許容限度以内のもの。	長さ 最小許容値 最大許容値 幅 (枚数による計測の場合)	L/50 -10cm -40cm -5cm -1%	合格しないもの。	修補させる。			
	品質検査	材料等	各部分の任意点を抽出して実測検査する。 植生によるものは、発芽状況、生育状況について、その他は、各部分の任意点を抽出して検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			不良のもの。	修補させる。			
	その他の検査	材料採取及び施工状況	現地採取の跡地の状況、階段の切付状況、筋工相互間及び地山との密着状況、鉄線の緊結状況、杭打込み状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	修補させる。			
植生等の工種(伏工、吹付工等)	形量検査	1 施工面積	設計図書及び測量帳票等を基準にして、施工面積の概ね10%以上についての測線を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。	法長 SL<5m SL≥5m (面積管理の場合)	-20cm -4% -2%	合格しないもの。	修補させる。			
		2 厚さ	吹付工の吹付厚は500m ² に3箇所割合で実測検査する。	許容限度以内のもの。	厚さ t<5cm t≥5cm	-1cm -2cm	合格しないもの。	修補させる。			
	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等により検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。				合格しないもの。	修補させる。		
		2 外見	発芽状況及び生育状況を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。				合格しないもの。	修補させる。		
	その他の検査	施工状況	法面の整理、金網又はネットの張付、アンカーの打込、端部処理(法肩、法尻)、仕上げ等の各状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	修補させる。		
法砕工	形量検査	1 施工面積	設計図書及び測量帳票等を基準にして、施工面積の概ね20%以上について測線を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。	法長 L<10m L≥10cm	-10cm -20cm	合格しないもの。	修補させる。			
		2 出来形寸法	砕の幅、高さ、吹付砕中心間隔については、各部分の任意点を抽出して実測検査する。吹付厚は200m ² に1箇所割合で実測検査する。	許容限度以内のもの。	幅 高さ 砕間隔 厚さ t<5cm t≥5cm	-3cm -3cm ±10cm -1cm -2cm	合格しないもの。	修補させる。	吹付面に凸凹が著しい場合は最小吹付厚は設計厚の50%以上、測定した設計厚の平均値は設計厚以上とする。		
	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等により検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。				合格しないもの。	修補させる。		
		2 外見	クラック、エフロレンス、凍結、打継目等について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。	目的達成上支障がないと認められるもの。あらかじめ補完されているもの。			合格しないもの。	修補させる。		
	その他の検査	施工状況	法面の整理、金網又はネットの張付、アンカーの打込、端部処理(法肩、法尻)、仕上げ等の各状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	修補させる。		
吹付工(コンクリート、モルタル(特殊含む)等)	形量検査	1 施工面積	設計図書及び測量帳票等を基準にして、施工面積の概ね20%以上について測線を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。	法長 SL<3m SL≥3m	-5cm -10cm	合格しないもの。	修補させる。	吹付面に凸凹が著しい場合は最小吹付厚は設計厚の50%以上、測定した設計厚の平均値は設計厚以上とする。		
		2 厚さ	吹付工の吹付厚は500m ² に3箇所割合で実測検査する。	許容限度以内のもの。	厚さ t<5cm t≥5cm	-1cm -2cm	合格しないもの。	修補させる。			
	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等により検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。				合格しないもの。	修補させる。		

工事区分	検査項目			合格判定			不合格判定			備考
	種別	事項	方法	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度	
吹付工(コンクリート、モルタル(特殊含む)等)	品質検査	2 外見	クラック、エフロレンス、凍結、打継目等について検査する。植生を併用している場合は、発芽状況及び生育状況を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。	目的達成上支障がないと認められるもの。あらかじめ補完されているもの。		合格しないもの。	修補させる。		
	その他の検査	施工状況	法面の整理、金網又はネットの張付、アンカーの打込、端部処理(法肩、法尻)、仕上げ等の各状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	修補させる。		
落石防止柵工、なだれ防止柵工	計画検査	位置及び計画高	(1)基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。 (2)構造物の軸方向が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位 軸方位	±5cm ±10cm ±1° ±1°	合格しないもの。	改造させる。		
	形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から、施工延長10mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高さ	±5cm	合格しないもの。	改造させる。	コンクリート基礎については「その他コンクリート構造物」による。	
		2 長さ	長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ 最小許容量 最大許容量	L/300 -5cm -10cm	合格しないもの。	改造させる。		
	品質検査	材 料	使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、又はそれと同等以上のもの。				合格しないもの。	改造又は修補させる。	
その他の検査	施工状況	任意の箇所を抽出して、連結ボルトの締付け状況、緩衝材の設置状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				不良のもの。	改造又は、修補させる。		
航空実播工	形量検査	1 施工面積	(1)実測可能な場合は、設計図書及び測量帳票等を基準にして、測線の20%以上を抽出して実測検査する。 (2)測線の実測検査が困難なものは、間接的方法で面積を検査する。	許容限度以内のもの。	長さ	±20cm	合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等により検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	(1)発芽状況は、発芽試験の結果も参考にする。	
		2 実播状況	(1)実測可能な場合は、実播状況を次の標準値程度(10cm*10cm)を抽出し、実播量、種別、均一性、発芽状況、生育状況等について検査する。 施工面積 1ha未満 5箇所以上 1~5ha 7 " " 5ha以上 10 " " (2)実測検査が困難なものについては、証拠図書等により検査する。	設計図書等で定める発生期待本数以上のもの。			合格しないもの。	修補させる。	(2)施肥工(追肥工)については、施工地付近の木本と比較し、生育状況及び施肥効果等を判定する。	
	その他の検査	施工状況	山腹斜面の散布後の仕上げ等の状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	修補させる。		
植栽工	形量検査	出来形数量	筋の出来形数を勘案し、残数量のおおむね5%以上の数量または、施工面積のおおむね5%以上の標準地を抽出して植栽本数を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	数量	-5%	合格しないもの。	修補させる。	(1)標準地面積は1箇所当たりおおむね100m2の方形又は円形とする。 (2)仮植中の枯損苗木も確認する。	

工事区分	検査種別	事項	検査方法	判定	許容限度	不合格判定	合格後措置	備考	
植栽工	品質検査	1 材料	使用材料の規格、品質について証拠図書等により検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	修補させる。	
		2 外見	発芽状況及び生育状況を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	修補させる。	
	その他の検査	苗木の間隔及び配列状況、植穴の径及び深さ、苗木と基肥との間隔、植付け後の踏み固め状況その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	修補させる。		
集排水ホーリング工	計画検査	1 位置及び計画高	基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±10cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。	
		2 穿孔方向及び傾斜角	全孔数の20%以上を抽出して、穿孔方向及び傾斜角を実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	方向 傾斜角	±1° ±1°	合格しないもの。	改造させる。	方向はポケットコンパス、傾斜角はスランートルを用いて検査して良い。
	形量検査	掘進長さ	全孔数の20%以上を抽出して、掘進長さを実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	設計値以上		合格しないもの。	改造させる。	長さはサッカーロットを用いて検査して良い。
	品質検査	材 料	(1)挿入管の規格を末端で実測検査する。 (2)その他の使用材料の規格、品質について証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの、またはそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	その他の検査	施工状況	管の取付状況、集排水の状況、跡片付けの状況その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			不良のもの。	改造又は修補させる。	
集水井工 (ライナープレート、鉄筋コンクリートを含む)	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±5cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。	
		形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から、中心点を通る直線の延長上で、相対する天端4点以上を実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高 高さ	±5cm	合格しないもの。	改造させる。
	形量検査	2 偏心量	構造物の中心点を、杭頭と底面の差について実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	偏心量	±15cm	合格しないもの。	改造させる。	
	形量検査	3 巻立て	井戸口元の固定コンクリート、底張コンクリート等について実測検査する。	許容限度以内のもの。	幅 厚さ	-5cm -3cm	合格しないもの。	改造させる。	

工事区分	検査項目			合格判定				備考
	検査種別	事項	方法	許容限度	許容限度	判定	事後措置	
集水井工 (ライナープレート、鉄筋コンクリートを含む)	形量検査	4 出来形寸法	出来形寸法が設計どおりであるか否かについて、設計図示法線の20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長さ	±10cm	合格しないもの。	改造させる。
		5 明視出来ない部分の出来形寸法	(1)証拠図書、写真等によって検査する。 (2)必要に応じて、掘起し等により状況を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	その他は前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。	
	品質検査	材 料	使用材料の規格、品質について、証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。
	その他の検査	施工状況	部材の取付間隔、段違い、集排水孔の位置、各部材の締付け状況、基礎の突固め状況、埋戻しの状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。
排水トンネル工	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±10cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。
		形量検査	1 出来形寸法	(1)施工延長100m以内は3箇所、500m以内は4箇所、1,000m以内は5箇所、1,000m以上は200m毎に1箇所以上実測検査する。 (2)集水ボーリング、覆工、インバート、坑口付等については該当する検査項目に準じて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	方 向 勾 配 区 間 長 高 さ 幅	±1° ±1° ±10cm ±5cm ±5cm	合格しないもの。
	品質検査	材 料	使用材料の規格、品質について、証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。
	その他の検査	施工状況	集排水状況、支保工建込状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。
	アンカー工	計画検査	1 位置及び計画高	集排水ボーリング工に準ずる。		集排水ボーリング工に準ずる。		合格しないもの。
2 穿孔方向及び傾斜角			集排水ボーリング工に準ずる。		集排水ボーリング工に準ずる。		合格しないもの。	改造させる。
形量検査		1 掘進長さ	集排水ボーリング工に準ずる。		集排水ボーリング工に準ずる。		合格しないもの。	改造させる。
		2 配置誤差	アンカー中心点の、計画と施工の差について実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	偏心量	10cm以内	合格しないもの。	改造させる。

工事区分	検査項目			合格判定		不合格判定		合格後措置	備考
	別	事項	方法	許容限度	許容限度	許容限度	許容限度		
アンカー工	形量検査	3 明視できない部分の出来形寸法	確認試験、アンカー一体等を証拠図書、写真等によって検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	前記各項に準ずる。		前記各項に準ずる。		
	品質検査	材 料	使用材料の規格、品質について、証拠図書等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	その他の検査	施工状況	受圧板設置状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
杭 工	計画検査	配列方向及び間隔	基準標(B.M)から、杭の配列方向、間隔が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	間 隔 配列方向	±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。	方位はポケットコンパスを用いて検査して良い。
	形量検査	1 計画高	基準標(B.M)から、杭頭が設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高 さ	±5cm	合格しないもの。	改造させる。	
		2 偏心量	杭等中心点の、計画と施工の差について実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	偏心量	D/4以内かつ 10cm以内	合格しないもの。	改造させる。	Dは設計杭径
		3 明視出来ない部分の出来形寸法	(1)杭頭を鉄棒等で打診し検査する。 (2)証拠図書、写真等によって検査する。 (3)必要に応じて掘起し等を行い、打込み状況を検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	改造させる。	
	品質検査	材 料	使用材料の規格、品質について、証拠書類等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	その他の検査	施工状況	杭の通り、埋戻し整地、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。	
ブロック工	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、構造物の位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 層積 乱積 距 離 方 位	±30cm ±t/2 ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。	
	形量検査	1 高さ	基準標(B.M)から、施工延長50mごと又は、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	高 さ 層積 乱積	±30cm ±t/2	合格しないもの。	改造させる。	
		2 長さ	長さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	長 さ 層積 乱積	長 さ -20cm -t/2	合格しないもの。	改造させる。	

工事区分	検査項目		検査方法		許容限度		判定		合格後措置	備考
	種類	別事項	方	法	容	限	度	判		
ブロック工	形量検査	3 幅(厚さ)	ブロック40個に1箇所以上、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	幅 層積 乱積 厚さ	-2cm -t/2 -2cm	合格しないもの。	改造させる。		
		4 明視出来ない部分の出来形寸法	証拠図書、写真等によって検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	改造させる。		
	品質検査	材料	使用材料の規格、品質について、証拠書類等によって検査する。	設計図書に定められたもの又はそれと同等以上のも				合格しないもの。	改造又は修補させる。	
	その他の検査	施工状況	ブロックの据付け状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。				合格しないもの。	改造又は修補させる。	
排土工	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±10cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。		
	形量検査	出来形数量	法長、階段幅、法勾配、断面間隔について、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	法長 SL<5m SL≥5m 階段幅 勾配 断面間隔	-20cm -4% ±5cm ±0.5分 ±4%	合格しないもの。	修補させる。		
残土処理工	計画検査	位置及び計画高	基準標(B.M)から、位置及び計画高が、設計どおりであるか否かについて実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	計画高 距離 方位	±10cm ±10cm ±1°	合格しないもの。	改造させる。		
	形量検査	出来形数量	法長、階段幅、法勾配、断面間隔について、高さの変化する設計寸法線のおおむね20%以上の箇所を抽出して実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	法長 SL<5m SL≥5m 階段幅 勾配 断面間隔	-20cm -4% ±5cm ±0.5分 ±4%	合格しないもの。	修補させる。		
歩道	形量検査	延長、幅員	全施工延長の10%以上の箇所を抽出し実測検査する。 幅員は、延長50m毎に実測検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	延長 幅員	設計値以上 設計値以上	合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	その他の検査	施工状況	掘削面や路面の整地状況、不安定な転石等の処理、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。		
その他の工種	形量検査	出来形寸法	各工種におおむね5%以上の箇所(数量)を抽出して、出来形を検査する。	許容限度以内のもの。 (許容限度を超えるもので構造物の目的達成上支障がないと認められる場合には合格とすることができる)	類似工種に準ずる。		合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	品質検査	材料の規格及び品質等	任意に抽出して、規格品質等について検査する。緑化材料については、発芽状況、生育状況等について検査する。	設計仕様のとおりと認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。		
	その他の検査	施工状況	任意の箇所を抽出して、施工状況、跡片付けの状況、その他の施工技術の良否について検査する。	良好と認められるもの。			合格しないもの。	改造又は修補させる。		

(別表-2)

○ シュミットテストハンマーによる試験方法(N型、NR型)

1 硬度測定

- (1) 測定面は、型枠に接した面で、1リフトの中心(上下方向)付近とし、質が均一でモルタルで覆われた平滑な平面部を測定する。
- (2) 測定面内にある豆板、空泡、露出している骨材などの部分は避けて行う。
- (3) 測定面にあるわずかの凹凸や、付着物は、砥石で丁寧に平滑に磨いて取除き、粉末その他の付着物をふき取ってから測定する。
- (4) 打撃方向は、常に測定面に対して直角に行う。
- (5) 測定数は、20点とし、互いに3cm以上間隔の格子を画きその交点を測定する。測定値の平均をその箇所の硬度Rとする。ただし、明らかに異常と認められる値又は、その偏差が平均値の約20%以上になる値があれば、それを捨てこれに代わるものを補ってから平均値を求める。

2 強度判定

- (1) 基準硬度 R_0 から標準円柱体圧縮強度Fを推定する式は次を用いる。

$$F = (-184 + 13 * R_0) * 0.0980665 (N/mm^2)$$
- (2) 基準硬度 R_0 は、反発硬度Rに傾斜角に対する補正值 ΔR を加えたものとする。

$$R_0 = R + \Delta R$$

補正值 ΔR

反発度R 傾斜角	10	20	30	40	50
-45°	+3.3	+3.1	+2.8	+2.5	+2.0
-90°	+4.5	+4.2	+3.9	+3.5	+2.9

3 反発度と表面強度表

(N/mm²)

反発度 R	±0° 	-45° 	-90° 	反発度R	±0° 	-45° 	-90°
12	-	1.4	2.9	30	20.2	23.8	25.2
13	-	2.7	4.2	31	21.5	25.0	26.4
14	-	3.9	5.4	32	22.8	26.2	27.6
15	1.1	5.2	6.6	33	24.0	27.5	28.8
16	2.4	6.4	7.9	34	25.3	28.7	30.1
17	3.6	7.7	9.1	35	26.6	30.0	31.3
18	4.9	8.9	10.3	36	27.9	31.2	32.5
19	6.2	10.2	11.6	37	29.1	32.4	33.7
※ 20	7.5	11.4	12.8	38	30.4	33.7	35.0
21	8.7	12.6	14.0	39	31.7	34.9	36.2
22	10.0	13.9	15.3	40	33.0	36.1	37.4
23	11.3	15.1	16.5	41	34.2	37.3	38.6
24	12.6	16.4	17.8	42	35.5	38.6	39.8
25	13.8	17.6	19.0	43	36.8	39.8	41.0
26	15.1	18.8	20.2	44	38.0	41.0	42.2
27	16.4	20.1	21.5	45	39.3	42.2	43.4
28	17.7	21.3	22.7				
29	18.9	22.5	23.9				

- (注) (1) 打撃方向が水平でない場合(−45°、−90°)は補正值ΔRを加味した圧縮強度であ
 (2) 天端=−90°、放水路天端=−45°、上下流面=±0°を適用する。
 ※ R=20、−90°の場合の計算は、

$$F=(-184+13*(20+4.2)*0.0980665)=12.8\text{N/mm}^2$$

 (3) 水中養生を持続したコンクリートを乾かさず測定したとき又は、降雨直後の時は「ΔR+5」とする。
 ※ R20、−90°のときΔRは、4.2+5=9.2となり計算は、

$$F=(-184+13*(20+9.2)*0.0980665)=19.2\text{N/mm}^2$$

 (4) 反発度Rは小数第1位以下四捨五入単位止とする。
 (5) 圧縮強度は、小数第2位以下四捨五入1位止とする。

4 28日強度換算表(シュミットテストハンマー)

材令	指数	係数	材令	指数	係数
7日	48	2.0833	27日	98	1.0204
8	54	1.8519	28	100	1.0000
9	58	1.7241	29	101	1.0000
10	62	1.6129	30	102	1.0000
11	65	1.5385	31	102.7	1.0000
12	69	1.4493	32	103.4	1.0000
13	72	1.3889	33	104.1	1.0000
14	75	1.3333	34	104.8	1.0000
15	78	1.2821	35	105.5	1.0000
16	80	1.2500	36	106.2	1.0000
17	82	1.2195	37	106.9	1.0000
18	84	1.1905	38	107.6	1.0000
19	86	1.1628	39	108.3	1.0000
20	88	1.1364	40	109	1.0000
21	90	1.1111	50	115	1.0000
22	92	1.0870	60	118	1.0000
23	94	1.0638	70	120	1.0000
24	95	1.0526	80	123	1.0000
25	96	1.0417	90	124	1.0000
26	97	1.0309	100	125	1.0000

- (注) (1) 材令に見合う係数を測定値に乗じて圧縮強度を算出する。
 (2) 材令100日以上は100日の係数を用いる。
 (3) 28日換算圧縮強度は小数第2位以下四捨五入1位止とする。

(別表-3)

○ 圧縮強度試験方法

1 標準供試体の断面積

(1) 測定方法

- a 0.25mmまで計測する。
- b 中央で2方向を計測し、平均値をとる。

(2) 圧縮試験の要点

- a 荷重速度は、1秒間に0.2~0.3N/mm²とする。
- b 直接荷重する

(3) 測定面にあるわずかの凹凸や、付着物は、砥石で丁寧に平滑に磨いて取除き、粉末その他の付着物をふき取ってから測定する。

2 標準供試体の直径と断面積

(φ15*30cm)

直径 cm	断面積 cm ²						
14.850	173.2	14.930	175.1	15.010	177.0	15.090	178.8
3	173.3	3	175.1	3	177.0	3	178.9
5	173.3	5	175.2	5	177.1	5	179.0
8	173.4	8	175.3	8	177.1	8	179.0
14.860	173.4	14.940	175.3	15.020	177.2	15.100	179.1
3	173.5	3	175.4	3	177.3	3	179.1
5	173.5	5	175.4	5	177.3	5	179.2
8	173.6	8	175.5	8	177.4	8	179.3
14.870	173.7	14.950	175.5	15.030	177.4	15.110	179.3
3	173.7	3	175.6	3	177.5	3	179.4
5	173.8	5	175.7	5	177.5	5	179.4
8	173.9	8	175.7	8	177.6	8	179.5
14.880	173.9	14.960	175.8	15.040	177.7	15.120	179.6
3	174.0	3	175.8	3	177.7	3	179.6
5	174.0	5	175.9	5	177.8	5	179.7
8	174.1	8	176.0	8	177.8	8	179.7
14.890	174.1	14.970	176.0	15.050	177.9	15.130	179.8
3	174.2	3	176.1	3	178.0	3	179.9
5	174.2	5	176.1	5	178.0	5	179.9
8	174.3	8	176.2	8	178.1	8	180.0
14.900	174.4	14.980	176.2	15.060	178.1	15.140	180.0
3	174.4	3	176.3	3	178.2	3	180.1
5	174.5	5	176.4	5	178.2	5	180.1
8	174.6	8	176.4	8	178.3	8	180.2
14.910	174.6	14.990	176.5	15.070	178.4		
3	174.7	3	176.5	3	178.4		
5	174.7	5	176.6	5	178.5		
8	174.8	8	176.7	8	178.6		
14.920	174.8	15.000	176.7	15.080	178.6		
3	174.9	3	176.8	3	178.7		
5	175.0	5	176.8	5	178.7		
8	175.0	8	176.9	8	178.8		

3 コンクリート圧縮強度表

測定値				材令別、養生温度別σ28、推定係数			
破壊荷重 (t)	圧縮強度 (N/mm ²)	破壊荷重 (t)	圧縮強度 (N/mm ²)	材令 (日)	10℃ 未満	10℃以上 20℃未満	20℃ 以上
7	3.88	29	16.09	7	2.35	1.98	1.62
8	4.44	30	16.65	8	2.16	1.84	1.53
9	4.99	31	17.20	9	2.02	1.74	1.46
10	5.55	32	17.76	10	1.91	1.65	1.4
11	6.10	33	18.31	11	1.82	1.57	1.35
12	6.66	34	18.87	12	1.74	1.53	1.31
13	7.21	35	19.42	13	1.68	1.48	1.27
14	7.77	36	19.98	14	1.62	1.43	1.24
15	8.32	37	20.53	15	1.57	1.4	1.21
16	8.88	38	21.09	16	1.53	1.36	1.18
17	9.43	39	21.64	17	1.49	1.33	1.16
18	9.99	40	22.20	18	1.46	1.31	1.14
19	10.54	41	22.75	19	1.43	1.28	1.12
20	11.10	42	23.31	20	1.4	1.26	1.1
21	11.65	43	23.86	21	1.37	1.24	1.09
22	12.21	44	24.42	22	1.35	1.22	1.07
23	12.76	45	24.97	23	1.33	1.2	1.06
24	13.32	46	25.53	24	1.31	1.18	1.04
25	13.87	47	26.08	25	1.29	1.17	1.03
26	14.43	48	26.64	26	1.27	1.15	1.02
27	14.98	49	27.19	27	1.25	1.14	1.01
28	15.54	50	27.75	28	1.24	1.13	1

- (注) (1) 本表は、標準供試体の破壊荷重を圧縮強度に換算し、コンクリートの材令別、養生温度別の係数を乗じてσ28強度を推定する場合に使用する。
- (2) 圧縮強度は、 $\pi/4 \times 15.0 \times 176.715 \text{mm}^2$
 $1,000 / 176.715 \times 0.0980665 = 0.55494$ で求められる
- (3) 破壊荷重が中間数値の場合は補間法によって定める。
- (4) 養生温度は、供試体を作成してから、強度試験を実施するまでの平均養生温度(水温)とする。
- (5) 材令は、供試体を製作してから、強度試験を実施するまでの経過満日数とする。
- (6) 計測例
- a 破壊荷重 15ton、材令7日、養生中の平均水温12℃の場合
 $\sigma_{28} = 8.32 \text{N/mm}^2 \times 1.98 = 16.47 \div 16.5 \text{N/mm}^2$
- b 破壊荷重 26ton、材令19日、養生中の平均水温22℃の場合
 $\sigma_{28} = 14.43 \text{N/mm}^2 \times 1.12 = 16.16 \div 16.2 \text{N/mm}^2$
- c 破壊検査 13ton、材令8日、養生中の平均水温6℃の場合
 $\sigma_{28} = 7.21 \text{N/mm}^2 \times 2.16 = 15.57 \div 15.6 \text{N/mm}^2$

(別表-4)

○ 圧縮強度検査方法

1 合格判定の条件

次の二つの条件を同時に満足しなければならない。

- (1) いずれの1回の強度も設計基準強度の70%以上であること。
- (2) 設計基準強度を下まわる確率が1/6以下であること。

2 合格判定

- (1) いずれの1回の試験の平均値 ($\sigma 28, \bar{\chi} = (\chi_1 + \chi_2 + \chi_3) / 3$) が設計基準の70%以上である場合を合格とする。

$$\bar{\chi} > 0.7 \sigma_{ck} \text{ (N/mm}^2\text{)}$$

- (2) 引き続き行ったN回の試験の平均値 ($\sigma 28, \bar{\chi} = \sum \bar{\chi} / N$) を設計基準強度 (σ_{ck}) で除して求めた値が、合格判定係数式により求めた値 (k) 以上である場合を合格とする。

$$k > (k) \quad k = \bar{\chi} / \sigma_{ck}$$

- (3) 合格判定係数(k)は次式を用いて計算する。

$$(k) = (1 - 1.282(C.V./100\sqrt{N})) / (1 - (C.V./100))$$

※小数第3位四捨五入2位止めとする。

C.V: 変動係数

N: 試験回数